

移動等円滑化取組計画書

2019年12月26日

住 所 北海道函館市高松町 511 番地
函館空港内
事業者名 函館空港ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 水島 良治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社が管理する函館空港ターミナルは、現時点において移動円滑化基準に適合しております。しかし、来年1月15日から、北海道7空港一括民間委託へ移行することに伴い、運営事業者である北海道エアポート(株)において旅客施設の拡張整備等が計画されておりますことから、当社といたしましても当該計画に基づき、移動円滑化へ更なる促進に取り組めます。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

案内カウンターを担当する部門の職員に対し、高齢者や障害者への接遇に関する民間資格取得の促進に取り組めます。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客搭乗橋	老朽化に伴い、2020年に3番旅客搭乗橋（PBB）2基の内、1基をステップレス PBB へ更新し、1基を撤去する予定であります。

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
民間資格を有する職員の配置	案内カウンターに、高齢者、障害者の接遇に関する民間資格「サービス介助士」資格を有する係員を配置しております。(2019年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
民間資格の取得促進	職員の資格取得に係る経費の全部を当社が負担しております。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。